

市民の皆様へ

屋外広告物(看板)のルールを守り

美しいまちにしましょう

屋外広告物(看板)の種類



屋外広告物のルール

- 原則として許可が必要です。
- 表示面積が10㎡以下(禁止地域では5㎡以下)の自家用広告物※は許可不要です。
- 広告物の種類や地域に応じて、面積や高さなどの制限があります。
- 広告物を表示できない禁止地域※や禁止物件※があります。

※ 自家用広告物 事業所、営業所、作業場などの敷地内に表示する屋外広告物

※ 禁止地域 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区など

※ 禁止物件 橋、トンネル、街路樹、郵便ポスト、電話ボックス、信号機、道路標識、歩道柵、消火栓など

☒ このような屋外広告物は違反です！



事業所等の敷地以外で「許可等証票」が貼られていない上記の広告物は、**違反広告物の対象**となります。



違反広告物を発見したら

あじさいコール

景観推進室への**連絡**(代表 822-8888)にご協力ください！

連絡を受けた職員が、現地に行き、違反広告物の除却・指導を行います。

長崎市では、市民一人ひとりに屋外広告物への関心を持っていただき、景観まちづくりへの意識が高まることで、「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざしています。

長崎市 まちづくり部 景観推進室 〒850-0031 長崎市桜町4-1(長崎商工会館5階)
TEL095-829-1177 FAX095-829-1175 e-mail: keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp

※ 屋外広告物に関することは長崎市ホームページでご覧いただけます

長崎市屋外広告物